1人の閉院・廃業も出さないようオンライン資格確認義務化撤回を求める

昨年4月1日に改正された療養担当規則は、保険医療機関に対して、患者が オンライン資格確認を求めた場合にはその求めに応じることを義務づけるとと もに、オンライン資格確認に必要な体制を整備することを義務づけたものであ る。しかし健康保険法の委任がないにもかかわらず、保険医療機関に対して省 令であるオンライン資格確認を義務付けていることから違法かつ無効といえる。 このオンライン資格確認義務化により、オンライン資格確認システム整備や 維持に多額の費用がかかることや、情報漏えいのリスクなど医療機関は負って いる。

そして、医師・歯科医師の中には今回の義務化に対応できないことを理由に 閉院を早めたというケースがすでに出始めている。長年、地域医療に貢献して きたベテランの医師・歯科医師を失うことは患者・地域にとっては大きな損失 である。

さらに、オンライン資格確認の導入が行われていない義務化対象医療機関に対しては、未導入の状況が続く場合は地方厚生局の集団指導の対象に移行することなど、最終的な保険医療機関の指定取り消し及び保険医登録の取り消しという療養担当規則違反を盾に脅しをかけている。

また、マイナ保険証に加えて、資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者 資格申立書など資格確認方法が9種類にも膨れ上がることになり、患者にとっ ても煩雑であり迷惑そのものである。

診療科や地域間における医師の偏在が問題となっている現在、その医療機関が閉院せざるを得ない状況となった場合、医療そのものが提供できなくなり、地域医療に与える影響は甚大であり、地域から医療機関を奪うことは許されない。

地域医療を守るため、1人の閉院・廃院を出さないようオンライン資格確認 義務化撤回を求める。

> 2024年4月30日 長野県保険医協会 理事会